

# しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい 障害者差別解消法が改正されます！

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

また、令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

## 法の趣旨

国や地方公共団体などの「行政機関」と「民間事業者」が事務・事業を行うにあたっての、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

## 不当な差別的取扱いの禁止とは

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。



（例）障害を理由に、対応を後回しにする。説明会やシンポジウムに出席させない。お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

## 合理的配慮の提供とは

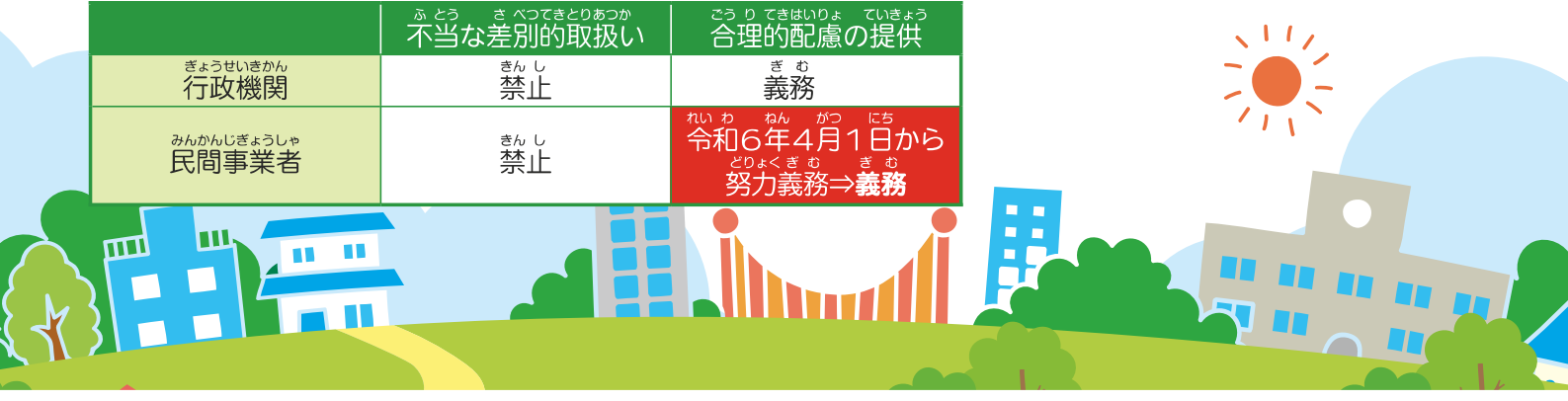
障害のある方から、配慮してほしいという意思表示があった場合に、過重な負担とならない範囲で、その配慮を行わなければなりません。

\*合理的配慮の方法は一つではなく、お互いの話し合いにより、柔軟に対応することが重要です。



（例）段差がある場合に、車椅子を利用している方の補助を行う。申請窓口において、筆談や読み上げなどで、わかりやすい説明を行う。車の乗降場所を施設の入口に近い場所に変更する。

|       | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の提供              |
|-------|-----------|-----------------------|
| 行政機関  | 禁止        | 義務                    |
| 民間事業者 | 禁止        | 令和6年4月1日から<br>努力義務⇒義務 |



# ふとう さべつ てき とりあつか う ば あい こうり てき はいりよ ば あい 不当な差別的取扱いを受けた場合、合理的配慮をしてほしい場合

ぎょうせい かん みんかんじぎょうしゃ おこな じむ じぎょう なか ふとう さべつ てき とりあつか  
行政機関や民間事業者が行う事務・事業の中で、不当な差別的取扱  
いを受けたと思われるときや合理的な配慮の提供をしてほしいとき  
は、その事務・事業を行っている行政機関や民間事業者に申し出て、  
ご相談ください。



## ぎょうせい き かん そう だん 行政機関への相談

じむ じぎょう おこな たんとう ぶしょ じんじ たんとう か そう だん  
事務・事業を行っている担当部署や人事担当課にご相談ください。

か き さんしやう  
下記ホームページもご参照ください。

かわさき し そしき けん さく  
川崎市の組織 検索

## みん かん じ ぎょうしゃ そう だん 民間事業者への相談

とうがい じぎょうしゃ せっち そうだんまどぐち そうだん  
まずは当該事業者の設置する相談窓口などにご相談ください。  
相談によっても解決が図られないときなどは、その事業者を担当する行政機関などにご相談ください。

か き さんしやう  
下記ホームページもご参照ください。

ない かく ぶ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう けん さく  
内閣府 障害者差別解消法 検索

ない じぎょうぶん や そうだんまどぐち たいおう し しんかんけい らん  
ページ内の【事業分野相談窓口(対応指針関係)】をご覧ください

かわさき し しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう けん さく  
川崎市 障害者差別解消法 検索

ない かわさき し そうだんまどぐち じぎょうしゃ たい かんとう けんげん も ぶしょ  
ページ内の【川崎市の相談窓口(事業者に対する監督権限を持つ部署)】を  
ご覧ください

# そう だん さき ば あい つぎ まどぐち と あ 相談先がわからない場合は、次の窓口にお問い合わせください。

| 名称                                    | 電話番号     | ファクス番号   |
|---------------------------------------|----------|----------|
| 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課                     | 200-2654 | 200-3932 |
| 川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 201-3215 | 201-3291 |
| 大師地区健康福祉ステーション高齢・障害担当                 | 271-0162 | 271-0128 |
| 田島地区健康福祉ステーション高齢・障害担当                 | 322-1984 | 322-1995 |
| 幸区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課  | 556-6654 | 555-3192 |
| 中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 744-3296 | 744-3345 |
| 高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 861-3252 | 861-3249 |
| 宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 856-3304 | 856-3163 |
| 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 935-3302 | 935-3396 |
| 麻生区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課 | 965-5159 | 965-5206 |

## と あ さき 問い合わせ先

かわさき し けんこう ぶくし きょく しょうがい ほけん ぶくし ぶしょうがい けいかく か  
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

でんわ 電話 044-200-2654 ファックス 044-200-3932

かわさき し がいきょく ばん  
\*川崎市の市外局番は044です。

